

愛知県建築局
設計変更ガイドライン

令和6年4月

愛知県建築局

目次

第1章 共通事項	1
1 営繕工事の特徴	2
2 ガイドラインの目的	2
3 適用	2
4 その他参考とする資料	2
設計変更手続フロー（全体）【参考】	2
第2章 設計変更に係るガイドライン	3
1 用語の定義	4
2 設計変更による契約変更の範囲	4
3 確認の請求等	4
4 設計図書の変更	4
5 設計変更に伴う契約変更の手続	4
6 設計変更理由	5
7 設計変更が認められない場合	5
8 設計変更における工事費	5
設計変更手続フロー（契約約款第19条、20条関係）【参考】	7
第3章 工事の一時中止に係るガイドライン	8
1 工事の中止	9
2 中止等の通知・指示	9
3 基本計画書の作成	9
4 工期又は請負代金額の変更、増加費用の負担	10
5 技術者等の取扱い	12
設計変更手続フロー（契約約款第21条関係）【参考】	13
参考資料	15
設計変更理由の例	16
設計変更手続フロー（契約約款第24条又は第25条関係）	18
様式集（別添）	
監督要領 様式第3	工事打合簿
設計変更要領 様式第1	通知事項等
事務取扱要領 様式第35	設計変更通知書
事務取扱要領 様式第53	工事の一時中止について（通知）
事務取扱要領 様式第53-2	工事の一時中止の延長について（通知）
事務取扱要領 様式第53-3	工事の再開について（通知）
事務取扱要領 様式第53-4	工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
ガイドライン 様式第1	工事一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本的事項
ガイドライン 様式第2	基本計画書
ガイドライン 様式第3	工事の一時中止に伴う増加費用の見積について

第 1 章 共通事項

1 営繕工事の特徴

公共建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案して設計した目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において整備するという特殊性を有しており、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

こうした設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

2 ガイドラインの目的

愛知県公共工事請負契約約款、愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領、各種仕様書等に定めるもののほか、設計変更や工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合に、手続きが円滑かつ適正に行われるために必要な事項を定めるものである。

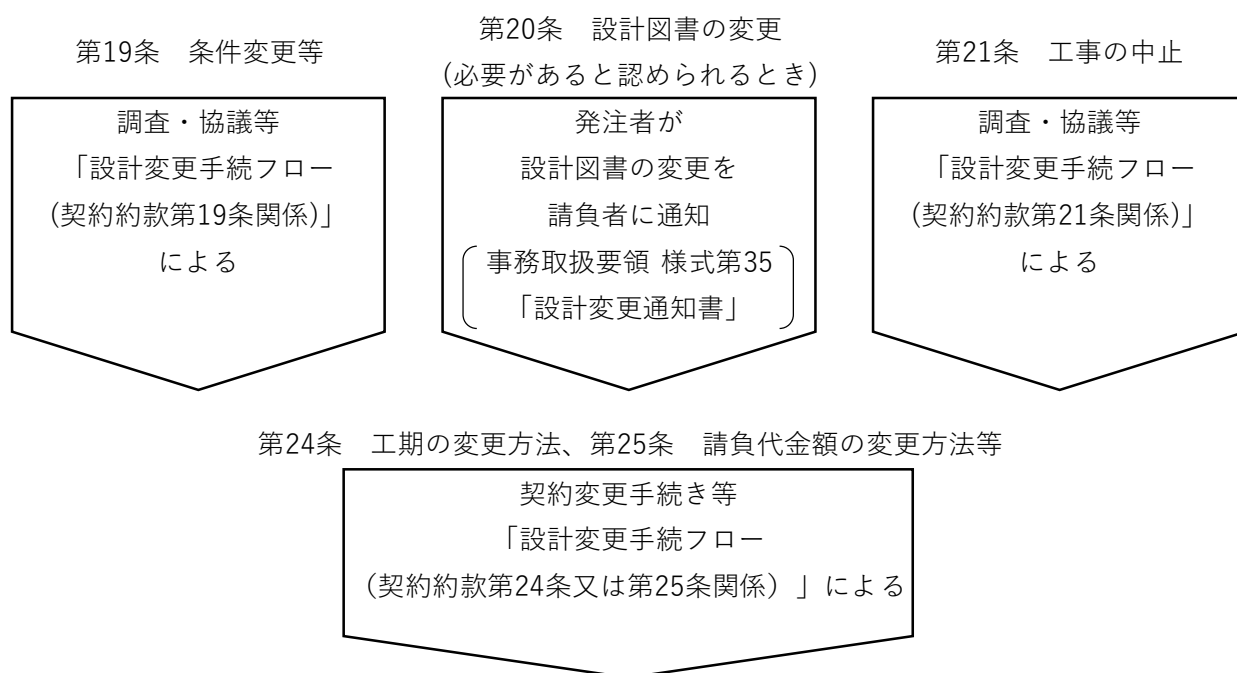
3 適用

愛知県建設局が発注する愛知県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）を用いる工事に適用する。

4 その他参考とする資料

- ・愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領（愛知県建設局）（以下「設計変更要領」という。）
- ・営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（国土交通省）
- ・建設工事施行に関する事務取扱要領（愛知県建設局）（以下「事務取扱要領」という。）
- ・工事請負契約における設計変更ガイドライン（愛知県建設局）

設計変更手順フロー（全体）【参考】



※表中の条項は、契約約款による

第2章 設計変更に係るガイドライン

1 用語の定義

本章において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更

契約約款第 19 条（条件変更等）、第 20 条（設計図書の変更）又は第 21 条（工事の中止）の規定により、図面又は仕様書等を変更することをいう。

(2) 契約変更

契約書第 24 条（工期の変更方法）又は第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

2 設計変更による契約変更の範囲

設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の 30%以内の場合（別途発注することが妥当な場合を除く）

ただし、30%を超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

なお、「30%」という範囲は、契約変更が 2 回、3 回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

3 確認の請求等

発注者は、請負者から契約約款第 19 条第 1 項の規定による確認の請求（建築工事監督要領様式第 3 「工事打合簿」（以下「工事打合簿」という。）及び設計変更要領様式第 1 「通知事項等」）をされた場合又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

また、発注者は、原則として調査の終了後 14 日以内に、確認結果を請負者に通知しなければならない。（工事打合簿及び設計変更要領様式第 1 「通知事項等」）

4 設計図書の変更

発注者は、前項の規定による調査の結果、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。また、発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知（事務取扱要領 様式第 35）して、設計図書を変更することができる。

これらの場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

5 設計変更に伴う契約変更の手続

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更、又は（4）から（6）の条件を全て満たす軽微な変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種(レベル2)（建築工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20%未満かつ6,000万円未満のもの
- (6) 1種別(レベル3)（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が3,000万円未満かつ30%未満、もしくは900万円未満のもの

6 設計変更理由

設計変更は、契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により原設計を変更する必要がある場合に行う。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
- (3) 事業の進捗を図るもの

7 設計変更が認められない場合

次の場合は、原則として設計変更が認められないので留意する。ただし、契約約款第27条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではない。

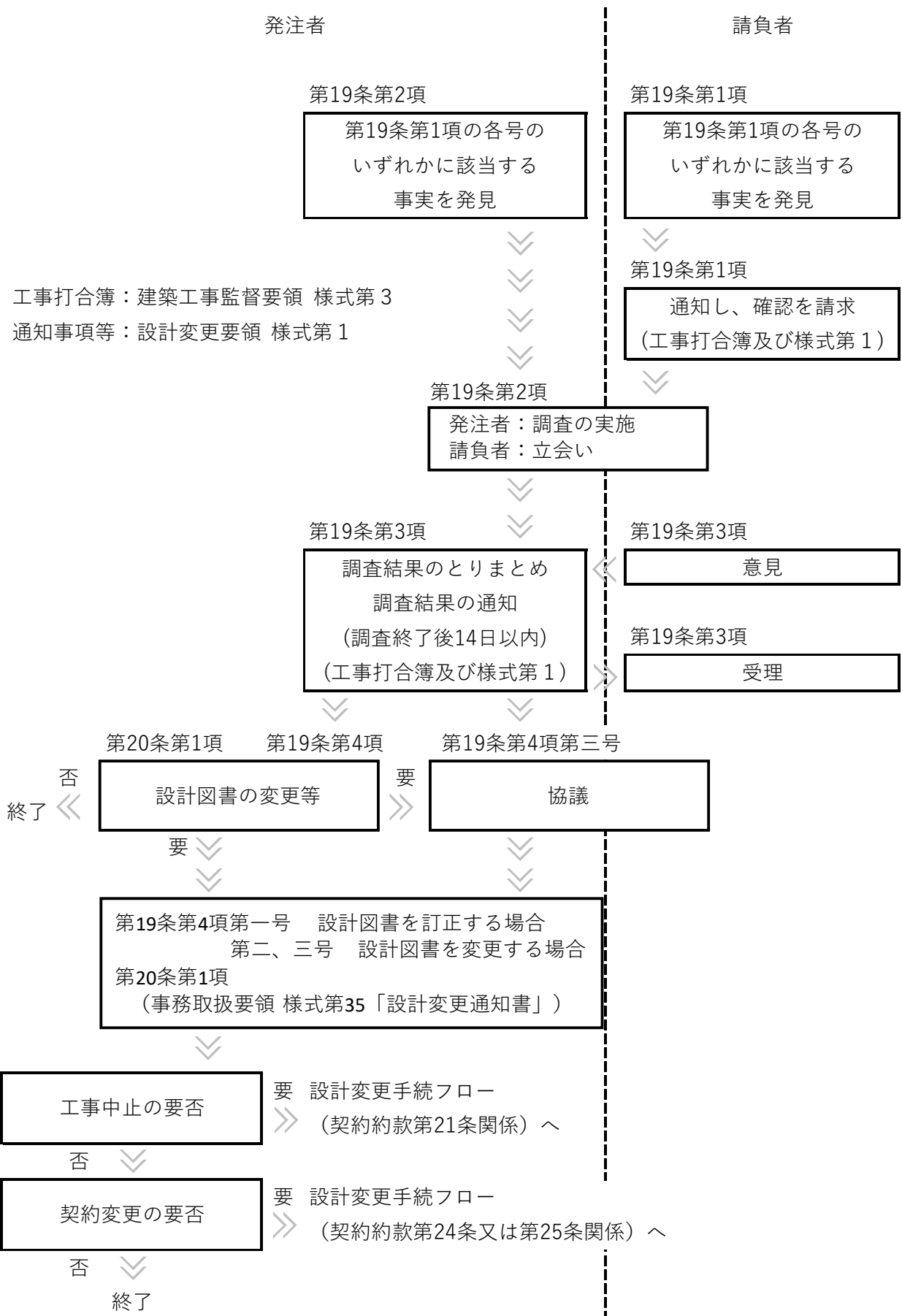
- (1) 設計図書に定めのない事項について、発注者と協議を行わない、又は発注者からの指示等の通知がない状況で、請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 契約約款及び公共建築工事標準仕様書 1.1.8 から 1.1.10 に定められている所定の手続を経していない場合
- (3) 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする。）を踏まえないで施工を実施した場合

8 設計変更における工事費

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、種目の追加を伴う設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、変更事由が生じた日の単価及び価格とする。

また、設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

設計変更手続フロー（契約約款第 19 条、20 条関係）【参考】



第3章 工事の一時中止に係るガイドライン

1 工事の中止

(1) 以下のいずれかに該当する場合、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

ア 工事用地等の確保ができない等のため、請負者が工事を施工できないと認められる場合

イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合

(2) 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(3) 請負者は、請負者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について**工事打合簿**を用いて発注者と協議することができる。

(4) 請負者は、工事中止期間中においても、工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

2 中止等の通知・指示

(1) 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止する工事の内容、工事範囲及び期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。(事務取扱要領 様式第53)

(2) 発注者は、工事現場を適正に維持管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を請負者に指示する。(ガイドライン様式第1)

(3) 発注者は、工事の一時中止を延長するときは、請負者に通知しなければならない。(事務取扱要領 様式第53-2)

(4) 発注者は、一時中止している工事について、施工が可能と認められた時は、工事の再開を請負者に通知しなければならない。(事務取扱要領 様式第53-3)

3 基本計画書の作成

請負者は、発注者から工事の一時中止の通知があった場合は、**工事打合簿**に「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書（ガイドライン様式第2）」（以下「基本計画書」という。）を添付して提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(1) 請負者は、基本計画書において工事現場の管理責任に係る事項を明らかにする。
（工事着手前の事前調査や施工計画書作成中の段階であっても、工事現場の管理は必要となることから、基本計画書を提出し、発注者の承諾を受ける。）

(2) 基本計画書の記載内容は、以下のとおりとする。

ア 中止時点における工事の出来形割合及び出来形割合に相応する請負代金相当額、技術職員の体制、労務者数、搬入済の材料等及び建設機械器具等の状況

イ 工事一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事一時中止期間中の工事現場の維持管理に関すること

エ 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

オ 工事再開に向けた方策

カ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠

キ 基本計画書に変更が生じた場合の手續

4 工期又は請負代金額の変更、増加費用の負担

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は増加費用が必要となったとき若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用について請負者から請求（事務取扱要領 様式第 53-4 及びガイドライン様式第 3）があった場合に適用する。

(1) 工期の変更

ア 工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、必要に応じて発注者と請負者が協議して定めるものとする。

イ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期を延期することも可能とする。

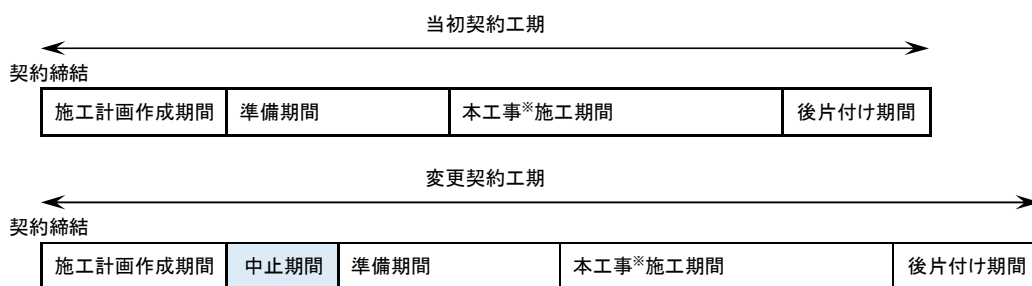
(2) 請負代金額の変更

工事一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

(3) 増加費用及び損害の負担

増加費用とは、暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたものをいい、損害とは、発注者に過失がある場合に生じたものや事情変更により生じたものをいう。増加費用と損害は区別しないものとする。

ア 契約後準備着手前に中止した場合



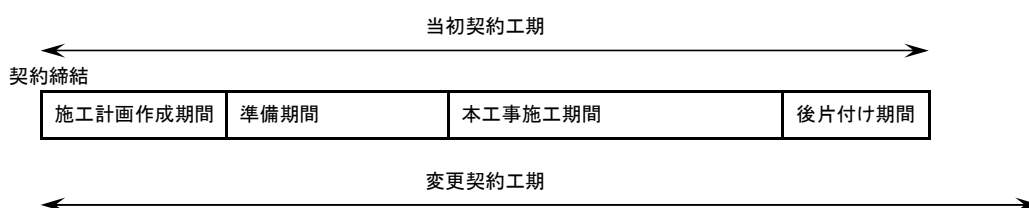
※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事をいう。

(ア) 契約後準備着手前

契約締結後で、現場事務所及び工事看板等の仮設物が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備に着手するまでの期間をいう。

(イ) 工事一時中止に伴う増加費用は計上しない。

イ 準備期間に中止した場合



契約締結

施工計画作成期間	準備期間	中止期間	準備期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	------	------	------	---------	--------

(ア) 準備期間

契約締結後で、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を行う期間をいう。

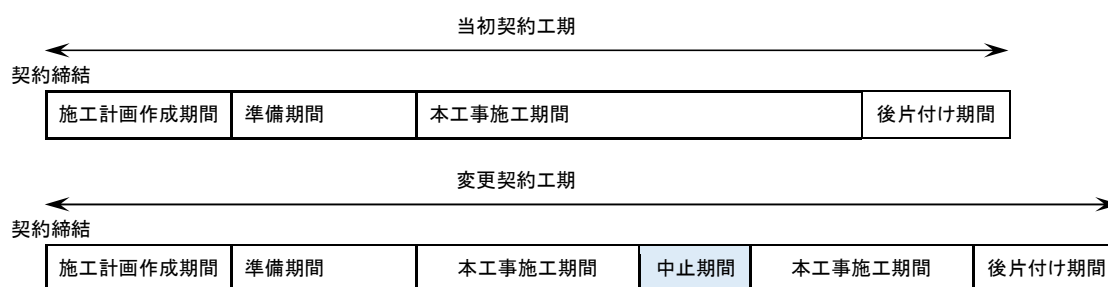
(イ) 増加費用の範囲

増加費用としては、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（主任技術者又は監理技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

(ウ) 増加費用の積算

増加費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施された内容について、請負者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ウ 本工事施工中に中止した場合



(ア) 増加費用の範囲

増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

a 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等

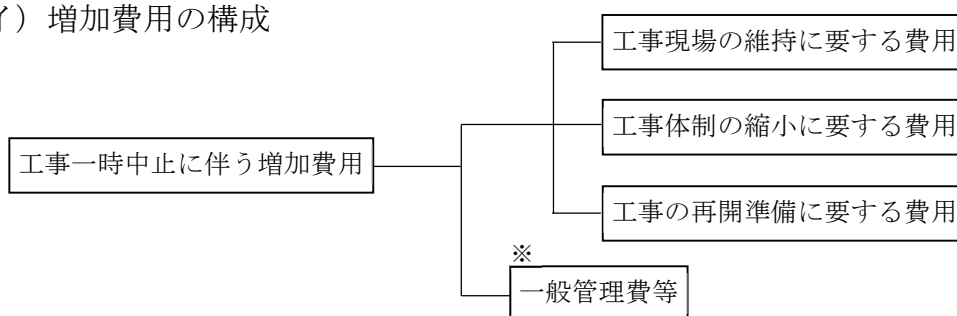
b 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

c 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

(イ) 増加費用の構成



※工事一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

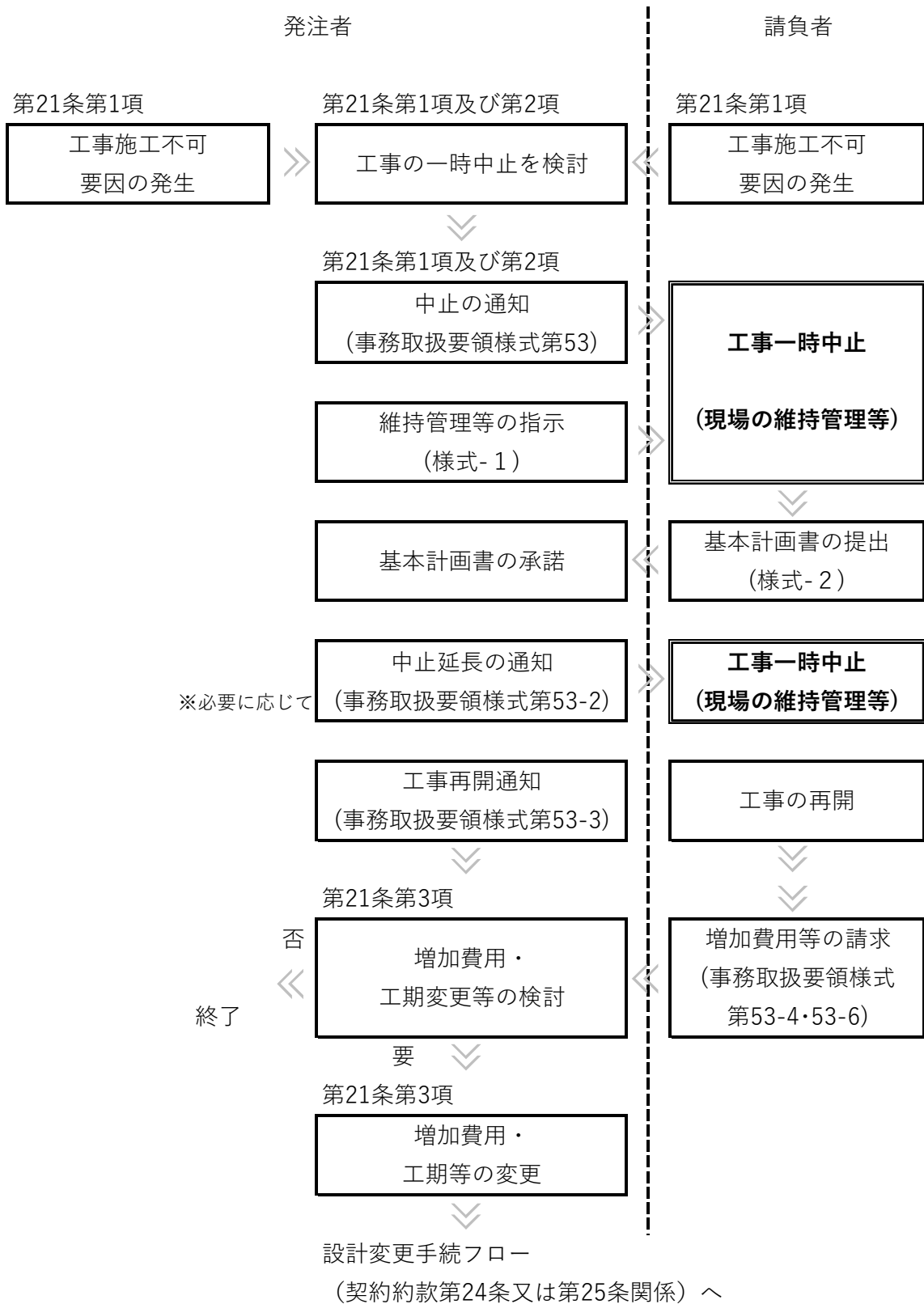
(ウ) 増加費用の積算

- a 原則として、本工事の施工着手後を対象に、基本計画書に基づき実施された内容について、請負者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備要員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。
- b 工事一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- c 契約保証費に係る補正を行わない。

5 技術者等の取扱い

- (1) 工事を全面的に一時中止している期間は、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。この場合、工事の一時中止の通知（事務取扱要領 様式第 53）で中止期間を明確にする。
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間は、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の専任を要しない。
- (3) 工事を全面的に一時中止することにより大幅な工期延期となった場合は、発注者との協議により監理技術者等を変更することができる。なお、ここでいう「大幅な工期延期」とは、契約約款第 50 条第 1 項第二号を準用して、延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 か月を超えるとときは 6 か月）を目安とする。

設計変更手続フロー（契約約款第21条関係）【参考】



附則

本ガイドラインは、令和6年4月1日から施行するものとする。

參考資料

設計変更理由の例

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

ア 自然現象、その他不可抗力による場合

- 例** ・愛知県公共工事請負契約約款第 61 条の規定に基づき、令和〇年〇月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置として、請負代金額を変更する。
- ・愛知県公共工事請負契約約款第 26 条 6 項（スライド条項）に基づき、請負代金額を変更する。

イ 他事業及び施行条件等に関連する場合

- 例** ・受変電設備改修工事について、次年度予定の空調設備設置に対応するため、工事内容を変更する。
- ・別途発注の工事（本工事の関連工事）の契約が遅れ、適正な工期を確保するため、当初の予定より工期末を変更した。本工事は当該工事の関連工事であるため、工期を延長するとともに、共通費等を増額する。

ウ 地元調整等の処理による場合

- 例** ・地元調整により、東側緑道の T 字交差点の交通誘導員を増員する。
- ・隣接する北西側居住者と依頼課との協議の結果、粉塵等の影響を配慮し、フェンス設置が必要と判断されたため、フェンス設置工事を追加する。

エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

- 例** ・資材搬入工事車両通行時、生徒等の安全に支障のない時間を選択し各作業担当者が誘導を行うこととしたため、交通誘導員の配置を取りやめる。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

イ 地盤支持力の確認に基づく場合

- 例** ・当初想定していた支持地盤について、試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したため、杭の仕様を変更する。

エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合

- 例** ・敷地内掘削中に新たに発見された排水管路について、建築工事着手の支障となることから、仮設排水管での迂回切り替えを行ったうえで撤去を行う。
- ・発電機置場設置位置に地中埋設物が確認されたため、工事に支障のある範囲を撤去処分する。

ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

- 例** ・測量時と現地の状況が改変されており、擁壁高さを変更する。

ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

- 例** ・発注時には視認しづらい隠蔽部配管について、工事着手後の調査により配管保温継手部に新たにアスベストが検出されたため、処理数量を変更する。

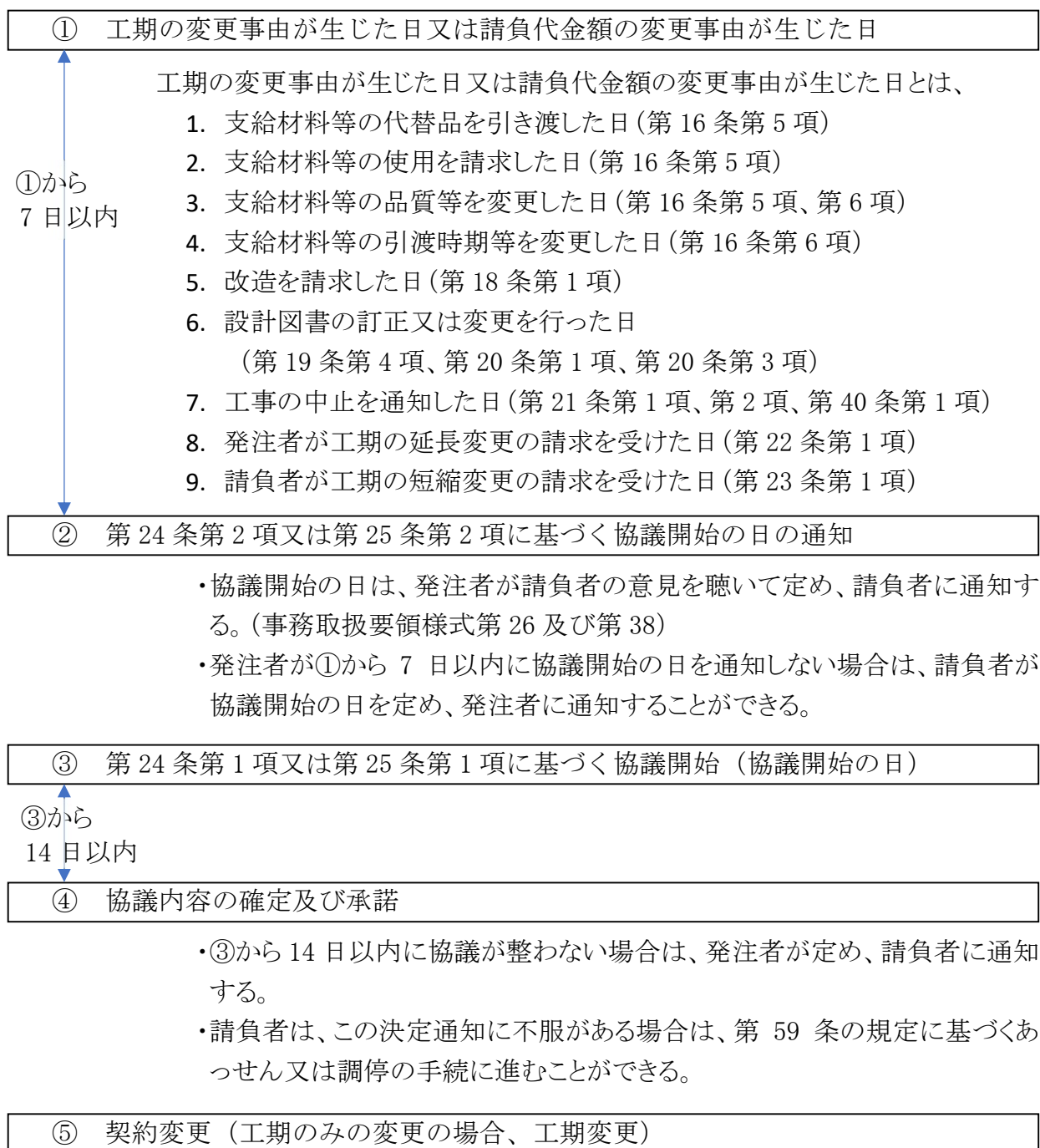
- ・環境測定を行ったところ、トルエン及びキシレンについて規定値を上回ったため、再度測定を行う。
- ・埋蔵文化財の試掘調査結果により文化財が発見され、本発掘調査（埋め戻し、転圧）が必要になったため、追加する。

(3) 事業の進捗を図るもの

- 例** ・設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）、又はやむを得ない理由により執行困難となった経費を年度末近くにおいて別途発注して執行する時間がない場合に、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果を促進するため、増工する場合等。

設計変更手続フロー（契約約款第 24 条又は第 25 条関係）

契約約款の規定に基づき工期又は請負代金額の変更を行う場合（ただし、請負代金額の変更については第 26 条を除く）



※ 表記の条項は、愛知県公共工事請負契約約款による

様式集

- 1 監督要領 様式第3 工事打合簿
- 2 設計変更要領 様式第1 通知事項等
- 3 事務取扱要領 様式第35 設計変更通知書
- 4 事務取扱要領 様式第53 工事の一時中止について（通知）
- 5 事務取扱要領 様式第53-2 工事の一時中止の延長について（通知）
- 6 事務取扱要領 様式第53-3 工事の再開について（通知）
- 7 事務取扱要領 様式第53-4 工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
- 8 ガイドライン 様式第1 工事一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本的事項
- 9 ガイドライン 様式第2 基本計画書
- 10 ガイドライン 様式第3 工事の一時中止に伴う増加費用の見積について

監督要領 様式第3

No. _____

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容) 副題：			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	請負者・受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
			年 月 日
			年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	担当 技術者	現場 代理人	主任(監理) 技術者	監理技術者 補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

別紙2

設計変更要領 様式第1「通知事項等」		確認請求通知事項【請負者】(A) 条件変更確認請求の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 条件変更確認の通知事項等	備考
I 工法関係	工事施工関係			
	工事用道路			
	品質管理関係			
	その他			
II 工程関係	関連工事			
	関係機関協議			
	その他			
	用地関係			
IV 安全対策	安全対策関係			
	建設発生土			
V 建設副産物	建設副産物			
	建設廃棄物			
VI 資料の確	資料の確認			
VII 設計図書	設計図書の確認			

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し通知すること。

第 回設計変更通知書

年 月 日

請負者 商号又は名称代表者氏名 様

愛知県知事

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県公共工事請負契約約款（第 19 条第 4 項・第 20 条）に基づき通知します。

記

工事名		路線名	
工事場所			
設計変更理由	該当項目 (要領第 3)	内 容	
	通知事項等		
変 更 事 項			
軽 微 な 変 更 等 事 項			

※ 軽微な変更等とは設計変更事務取扱要領（契約変更の手続）第 6 のただし書きによる。

事務取扱要領 様式第 53

	第 年 月 日 号 日
様 愛 知 県 知 事 印 工事の一時中止について（通知） 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、 日間 （ 年 月 日から 年 月 日まで）工事を一時中止してください。 記	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一 時 中 止 箇 所	（※一部一時中止の場合）
現 在 の 出 来 形	パーセント
中 止 の 理 由	
一 時 中 止 期 間 中 の 管 理 体 制	一時中止期間における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制等を記載した「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。
担当 電話 内線	

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

工事の一時中止の延長について（通知）

年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、 日間
（ 年 月 日から 年 月 日まで）工事の一時中止を延長してく
ださい。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一 時 中 止 箇 所	(※一部一時中止の場合)
現 在 の 出 来 形	パーセント
一 時 中 止 期 間 延 長 理 由	
一 時 中 止 期 間 中 の 管 理 体 制	一時中止期間における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制を記載した「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。

担当
電話
内線

事務取扱要領 様式第 53-4

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

(名 称 及 び)
(代 表 者 氏 名)

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

年 月 日付で契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴い増加費用を必要としたので、愛知県公共工事請負契約約款第 2 1 条第 3 項に基づき負担されるよう請求します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一時中止の期間	<p>年 月 日</p> <p>日間</p> <p>年 月 日</p>

※増加費用を請求する場合は、工事再開後、速やかに提出すること。

ガイドライン 様式第1

工事一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本的事項

- 1 (維持管理等について、詳細に記述する。)

基本計画書

1 工事一時中止時点における内容

- (1) 一時中止する工種の出来形割合及び出来形割合に相応する請負代金相当額
- (2) 技術職員の体制
- (3) 労務者数
- (4) 搬入済みの材料等
- (5) 建設機械器具等の状況

2 工事一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

- (1) 工事現場の体制の縮小
 - ア 工事一時中止に伴い拡大又は縮小する技術職員の体制
 - イ 工事一時中止に伴い搬入又は搬出する材料等
 - ウ 工事一時中止に伴い搬入又は搬出する建設機械器具等
- (2) 工事現場の体制の再開
 - ア 工事の再開に伴い拡大又は縮小する技術職員の体制
 - イ 工事の再開に伴い搬入又は搬出する材料等
 - ウ 工事の再開に伴い搬入又は搬出する建設機械器具等

3 工事一時中止期間中の工事現場の維持管理に関すること

- (1) 工事現場の点検
- (2) 緊急時の体制及び対応
- (3) 工事一時中止期間中に実施する作業

4 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

- (1) 工事一時中止期間中の管理責任者
- (2) 工事一時中止期間中の体制
 - ア 現場代理人の常駐又は非常駐の状況
 - イ 監理技術者等の専任又は非専任の状況
 - ウ 施工担当者の配置状況

5 工事再開に向けた方策

6 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠

7 基本計画書に変更が生じた場合の手続

ガイドライン 様式第3

年 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
請負者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称 及 び) (代 表 者 氏 名)	
工事の一時中止に伴う増加費用の見積について 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。 記	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一時中止の期間	日間 年 月 日 年 月 日
増 加 費 用	金 円
増加費用の内訳	別紙のとおり

※増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。